

議案第 6 号

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定について

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月28日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会及び伊賀南部環境衛生組合個人情報保護  
審査会を統合して、新たに伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会  
を設置すること等に伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出  
する理由である。

## 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の23」を「第24条」に、  
「第5章 個人情報保護審査会（第24条）」を「第5章 補則（第25条—第33条）」  
「第6章 補則（第25条—第34条）」  
に改める。

第4条第3項中「審査会（第24条第1項に規定する伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会をいう。以下この章から第4章までにおいて同じ。）」を「伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第19条第1項中「第23条の17」を「第24条」に改める。

第23条の8第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第23条の16中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第4章中第23条の18から第23条の23まで及び第5章を削る。

第4章第23条の17を同章第24条とする。

第6章中第32条を削り、第33条を第32条とし、第34条を第33条とし、同章を第5章とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。